

1 議 事 日 程（2日目）

〔令和5年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和5年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第48号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第2 議案第49号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第51号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第52号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第53号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第54号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第55号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第58号 令和5年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第59号 令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第60号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 請願第2号 「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回（3月）議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書
- 日程第15 請願第3号 「太宰府市政の根幹とされる市長マニフェスト、および四半期毎の進捗評価、そして市長マニフェストと総合戦略との関係性についての合理的説明を太宰府市役所ホームページに掲載して、太宰府市民らに情報公開することを求める」件に関する請願書
- 日程第16 意見書第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書
- 日程第17 意見書第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第18 意見書第8号 教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番 タコスキッド 議員
3番 今泉義文 議員
6番 入江 寿 議員
8番 徳永洋介 議員
10番 堺 剛 議員
12番 原田久美子 議員
14番 陶山良尚 議員
16番 長谷川公成 議員
18番 門田直樹 議員

2番 馬場礼子 議員
4番 森田正嗣 議員
7番 木村彰人 議員
9番 舩越隆之 議員
11番 笠利毅 議員
13番 神武綾 議員
15番 小畠真由美 議員
17番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長	高原清
総務部理事	轟貴之	市民生活部長	高原寿子
健康福祉部長	川谷豊	都市整備部長	柴田義則
観光経済部長	友添浩一	教育部長	中山和彦
教育部理事	八尋純次	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤政吾
<small>総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長</small>	杉山知大	国保年金課長	山口辰男
福祉課長	大谷賢治	都市計画課長	古賀千年志
上下水道課長	大久保信孝	産業振興課長	満崎哲也
社会教育課長	井本正彦	監査委員事務局長	添田邦彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野寄正博	議事課長	花田敏浩
書記	木村幸代志	書記	陣内成美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第48号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第48号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」を議題とします。

お諮りします。

本議案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第48号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第48号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第48号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」討論を行います。

ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第48号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2から日程第6まで一括上程**

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第49号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第6、議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第49号から議案第53号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第49号から議案第53号までの質疑を終わります。

議案第49号及び議案第50号は総務文教常任委員会に付託します。次に、議案第51号から議案第53号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第12まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第7、議案第54号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」から日程第12、議案第59号「令和5年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第54号から議案第59号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第54号は9名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により、

| | |
|--------------|----------------|
| 1番 タコスキッド 議員 | 2番 馬場礼子 議員 |
| 3番 今泉義文 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 8番 徳永洋介 議員 | 9番 船越隆之 議員 |
| 13番 神武 綾 議員 | 15番 小 嶋 真由美 議員 |
| 17番 橋本 健 議員 | |

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を特別委員会の委員に選任することに決定い

たしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は建設経済常任委員会委員長の入江寿議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の神武綾議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、12月11日月曜日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願いいたします。

議案第54号は予算特別委員会に付託します。

議案第55号から議案第57号までは環境厚生常任委員会に付託します。次に、議案第58号及び議案第59号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第60号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(門田直樹議員) 日程第13、議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 皆様、改めましておはようございます。

令和5年太宰府市議会第4回定例会2日目を迎えまして、本日も提案申し上げます案件は、条例改正1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、地方税法の一部が改正されることに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。

内容としましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援として令和6年1月1日から出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置が導入され、出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について産前産後期間分を減額するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(門田直樹議員) 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

直ちに質疑を行います。

議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで議案第60号の質疑を終わります。

議案第60号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 請願第2号 「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回(3月)議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書

○議長(門田直樹議員) 日程第14、請願第2号「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回(3月)議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7番木村彰人議員。

[7番 木村彰人議員 登壇]

○7番(木村彰人議員) 請願第2号「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回(3月)議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書」についてご説明いたします。

請願の提出者は、近藤益弘様。紹介議員は私、木村彰人です。

請願の趣旨は、市民と議会の意見交換会を年間2回開催することを求めるものです。

先日行われた11月19日開催分に続いて来年3月までにもう1回開催できれば、2023年度から年間2回開催されることとなります。もしくは令和6年第1回3月議会後の来年4月ないし5月に開催できれば、既に慣例となっている第3回9月議会後にもう1回開催するとして、2024年度から年間2回開催されることとなります。

請願の理由は、次のとおりです。

太宰府市議会基本条例において、第4条は、議会がその活動に関し積極的に情報を発信し、市民の意見や要望を把握して議論に反映させなければならないことを規定しています。また、広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催することも定めています。この条文に基づく市民と議会の意見交換会が11月19日に開催されました。しかしながら、出席した市民は19名であり、2014年度から続く太宰府市議会の議会報告会及び意見交換会としては過去最少の

参加人数でした。また、開催方法についても、3つの常任委員会に分かれた分科会方式ではなく、議会全体に関する意見交換を求める声が複数寄せられ、太宰府市議会は意見交換会の改善の必要性を痛感することになりました。

この意見交換会の状況を目の当たりにされた請願者の要望は、改善された意見交換会の追加開催です。今回の開催から間を置かない2023年度もしくは2024年度の3月議会後の開催を提案されています。

太宰府市議会は、前年度に2回の意見交換会を開催している実績があり、年間2回の開催は、議会のスケジュール上でも、運営能力、ノウハウにおいても十分実現可能ではないかと考えます。改善された内容で臨む2回目の開催は、議会としてもありがたい挽回の機会になるのではないのでしょうか。もちろんですが、市民との意見交換の機会が2回に増えるのは議会の広報聴のさらなる充実につながることでしょう。

以上、請願の趣旨と理由をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 今回、紹介議員となっている木村議員も意見交換会の代表者会のメンバーであり、一緒に今年の意見交換会をどのような形で行っていくべきかという議論をしてきた中で、2回行うべきなどの意見は出されましたでしょうか。もしそういう考えがあるのならば、なぜ代表者会の場でおっしゃらなかったのか。これはやっぱりおっしゃるべきだと思うんですね。いかがでしょうか。まず、これが1点ですね。

それと、第4条、太宰府市議会基本条例にあるんですけども、常に議会は市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならないと。議論に反映させてないですよ。

以上のことをお答えください。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私も代表者会のメンバーとして今回の意見交換会の企画に参加しておりますが、その中では2回開催をしたほうがいいんじゃないかという意見は言っておりません。この請願については、11月19日の意見交換会の後に市民の方から提案されたものですので、私もその内容についてはそのとおりだと同意しております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

（16番長谷川公成議員「議論に反映させなくてはならない。何も議論に反映させてないじゃないですか」と呼ぶ）

○7番（木村彰人議員） そうですね、もう一つありましたね。議論に反映させなければならない

というところは、市民の意見を今回この請願で議会の議場に上げるということは、それこそまさに議論に上げていることになると思います。これは、議員個人個人、私としても議員個人の考えだけではなくて、市民の意見を聞いたところで、それを請願という形にまとめていただき、ここに上げてきたと、これこそが議論をすることになっているんじゃないかと私は考えています。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 総括も行っていないんです、まだ現時点で。そういった中で、ご自身も意見交換会のやり方を決める会議のメンバーでありますよね。そこで本来であれば議論に反映させなければならぬと私は思うんですね、請願というやり方ではなくて。その代表者会の中で提案できる立場にもあるんですよ、木村議員は。その木村議員があえてこの時期に市民の方から出された請願に同調して紹介議員になることについては、私は違和感しかありません。

また、この中身についてなんですけれども、常任委員会の名称についても認識に相違があります。内容の精査はきちんとされたのか。また、これから総括を行うことになるので少なくともそれまでは待ってくださいということは言わなかったんでしょうか、それとも言えなかったのでしょうか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議会の総括があるまで待ってくださいという考えは、私全くありませんでした。請願者は、11月19日議会の改善された意見交換会に期待感を持って参加しておられます。その結果は、残念ながら大きく期待を裏切るものだったということです。これ自体は請願者個人の考えなので否定も何もすることないと思います。そこで、あえて議会の代表者会で大枠が決まる前、このタイミングですよ、大枠が決まる前に市民の声を上げた次第です。何も問題ないと思います。請願採択の暁には、議会としてこの市民の意見を大いに尊重し意見交換会の充実を図られることを期待します。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 市民との意見交換会の主体となるのは代表者会です。市民からの意見はアンケート等で、ご意見もそうですけれども、いただいた上に、その中で精査して、じゃあ内容を決めていきましょうということで、今回は3常任委員会に分かれてやったわけです。それはなぜかということ、市民の皆さんがもっと意見を言いたいと、限られた時間の中です。そういったことがあったので、所管もそれぞれありますので、そういうところで意見を言いたいということで、今回3常任委員会に分かれてより多くの方々からの意見を聞きたいということでやったわけです。そういう流れの中でやった中で、木村議員は全くそれをご理解されていない。本来ならば、そこら辺の趣旨を分かった上で市民の方に説明すべきです。代表者会

のメンバーでありながら、それだけの理解しかないのであれば、私は本当に木村議員に対して違和感しかありません。お答えください。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議長、これ、質疑じゃなくて意見になっていませんか。あくまでこれは請願の内容を確認する質疑だと思いますが。

（16番長谷川公成議員「あなたが理解してないから私が説明しよう」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） 説明してください。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 代表者会の会議体としての意義を理解していないんじゃないかということですよね。私も最終決定は代表者会で決めると思いますが、その決定に至るまでの過程で市民の意見をしっかりと取り上げて反映させるべきだと思っています。ですから、代表者会が始まる前にこのタイミングで意見を請願という形で上げたことにはすごく意義があることだと思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市民の方の意向を受けて、これは議会のことですから、正副議長にまず相談されたかどうかお尋ねします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 正副議長には相談していません。これ自体は、議会のことというよりも市民の請願ですので、市民側に立てば議長、副議長に相談する必要は私はないと思っています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） いや、同意を得られたいのであれば、もっと広く皆さんに、代表者なりに相談するとかそういった努力をしてほしかったんですが、いきなり請願というと、議員の理解というのはなかなか得難いと思うんですよ。厳しいと思います。ですから、今後は議員協議会のテーブルに乗せていただくような、そういう努力をしてください。よろしくお願ひします。いかがでしょう、今後。いつも同じパターンでやってらっしゃるから。要するに採択されたいわけでしょう。じゃあ、そういう努力、汗をかいてくださいよ。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もちろん採択されれば、それにこしたことはないと思いますが、まずは議会全員でしっかり議論していただくということがこの請願の趣旨であります。と申しますのも、請願の後段にしっかり委員会に付託の上、議論してくださいというふうに添え書きがして

あります。まずはゴールである請願の採択まっしぐらではなくて、まずは我々議員の中で議論をしていただくと。もし何かしらこの請願の内容に欠陥があれば、そこでしっかり議論を交わしてほしいということが請願の一つの概念になっていると思います。ですから、これ自体は請願を採択していただきたいのが本当に山々ですけれども、まずは皆さんにこれを自分事として、私たち議会のこととしてしっかり議論していただくということが。残念ながら今回は即日採決になってしまいましたけれども、まずこれでしっかり議論していただくというのが1つできなかったことになっています。非常に残念に思っています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 議論は大事です。大事なんですけれども、手続の仕方、これを守ってくださいと、考え直してくださいというふうな意見です。

よろしくをお願いします。

○議長（門田直樹議員） 回答はよろしいですか。

（17番橋本 健議員「はい」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 請願書の文章の中で、3常任委員会の分科会の意見交換会をする中で、年内にもう1回してほしいという意見に対して賛否の意見が出なかったと、どこの常任委員会でも出なかったというような文章がありました。その中にあなたも入っていますね。

それと、その各分科会の常任委員会で、この質問が出た中で、そこで答えられると思ってありますか。これは意見交換会代表者会で今まで決めていた中ですよ。その中にあなたも入っていました。それを分科会だけの常任委員会の中で、建設なら建設経済常任委員会で、それを賛否を取って、それで回答ができると思われていますか。答えてください。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） その場で決定的なことは回答できないと思います。しかしながら、11月19日はあくまで意見交換会ですので、私もほかの4名も回答しなかったわけですよ。私も反省するところですけども、その場で私なりの意見をすべきだったと思っています。ですから、これ、異議なしで承認されたものと認めるというのは、建設経済常任委員会部会で出席議員の発言がなかったということだけが正確な事実だと思っています。自分以外の4人の真意は今のところ明らかではありませんが、請願として上がってきたからには、ご自身で賛否の理由を討論で述べた後、しっかり採決するしかないと思っています。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 請願が上がってきたからあなたの考えもそういうふうな考えになったということであれば、少しおかしくないですかね。請願者との請願を出す前に木村議員は話をされていますよね、出す前に請願者の方と話をされたでしょう。そのとき、この内容、いろいろ

るな、今回の1回のことに対して、次の、まして2回するか、1回するか分かりませんが、そういう話を詳しくその方たちに説明されましたか、今までのいきさつとか。その説明がないまま、請願を受けてあなたがこの紹介者になったわけでしょう。少し請願を出された方に対しての説明が足りなかったのではないですか。もう少ししっかり、請願を通そうと思えば説明して、それでもこの請願はちょっと待ってくださいと、こちらのほうで会議をして是非を決定することになりますので待ってくださいという言葉も出なかったですか。ただ、いきなり出されたから私もそっちに賛同しようというような話の中でこの請願を出されたんだったら、ちょっとおかしいですよ。今、橋本議員が言わっしゃったように、議長にも言わない、おかしくないですか。そんな矛盾した勝手な行動をして議会が通ると思いませんか、通らないでしょう。答えてください。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 請願者に対しては、今までの議会の意見交換会の現状は重々説明しております。それと併せて11月19日の意見交換会の現状を目の当たりにしたわけですからね。これから2回やろうと思っていたとか今さら言われても、その段階ではまだ2回か3回か複数回やろうかという話は私は聞いていませんので。今回やった意見交換会まではこういう状況だと、それだったら改善が望めないというところで、それこそ代表者会で決定する前に市民の声を反映させていただこうという趣旨でこの請願を出しているわけですから、何の問題もないと思います。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 議運委員会と代表者会の中で、木村議員が今回2回できないでしょうかというような話をされたのは私も覚えています。その中で、もう少し突っ込んだ、2回したいのであれば、その話をゆっくり皆様に説明しながら会議を進めていって、それからでも遅くないんじゃないですか。だから、意見交換会が終わった中でいろいろな精査もする前に、ただ、いきなりぼんと上げられたって、今までの意見交換会でいろいろなことが議員の中でも出てくると思います。それを精査しながら次の方向性に向けて話し合うことが筋じゃないですか。いきなりぼんと行かれたっちゃ、そらあ何とも私たちも反対するしかないですよ、勝手にそんな行動をされたら。皆さんと一緒に意見交換会代表者会の中で会議をしながら話を詰めていかなきゃいけないんじゃないんですか、こういう問題は。私はそう思います。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今回の意見交換会を2回やるという請願は、今出すからこそ意義があるわけですよ。意見交換会代表者会が独自に反省会をやって結論を出して、今回もどういう形になるか分からない段階で、それを待って出したら私は遅いんだと思います。それは私だけの考えじゃなくて、まずはこの請願者本人の願意としては今出すべきだと思っていますから、それ自体は尊重されるべきだと思いますが。

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は、太宰府市議会会議規則第139条第1項の規定により委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

複数ございますので、まず反対の討論がございましたら、手を挙げてください。

それでは、16番長谷川公成議員。

○16番(長谷川公成議員) 反対の立場で討論をさせていただきます。

11月19日に開催した市民との意見交換会の総括がまだできていない中での請願書が提出されております。今年の意見交換会はどうだったのか、どのような意見が寄せられたのか、今後、回数や開催時期、内容などどのような形にしていくかなどの議論はまだこれからであります。また、それらについては、木村議員もメンバーの一人である意見交換会代表者会で議論を継続して行っております。そこで意見を出してもらえばよいことで、あえてこの時期に請願を出してもらうまでもないことであると思います。もし請願を出すのであれば総括後に総括の結果を見て出されてもよかったのではないかと思います。

また、この請願書の文中には太宰府市議会には存在しない常任委員会の名称が記載されています。これ、重要ですよ。文教常任委員会という名称の委員会は、この太宰府市議会には存在しません。自分たちの議会の常任委員会です、名称ですよ。紹介議員になるのならば、請願の内容もしっかりときちんと精査すべきであったと思います。請願者が書かれたものをうのみにするのではなく、誤りがあればそれを指摘して修正してもらうことも必要です。議会に対して請願者から提出される請願書というものはとても重たいものだと思っております。明らかな誤りを含んだ請願書に対しては反対せざるを得ません。同会派の橋本議員とともに反対いたします。

○議長(門田直樹議員) 賛成の討論はございませんか。

1番タコスキッド議員。

○1番(タコスキッド議員) ありがとうございます。賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、質疑などで請願の出し方に関する意見がありましたけれども、私は請願というものは市民の方のとても大切な権利で最も尊重すべきものと考えております。

では、賛成の理由を述べさせていただきます。

市議会としてより多くの市民の方と直接対話をする機会を少しでも多く市政に反映することが大切だと思っております。回数を増やすことももちろんですが、より参加のハードルを下げるために、夜の時間帯であったり、平日、土日の両方の開催であったり、ライブ配信、オンラインでの参加など今後充実させていくための一歩として、まずは毎年度の2回以上の開催は必須

であると考えます。

以上の理由から、賛成とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 反対の討論はございませんか。

9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 請願第2号について反対の立場で討論します。

まず、木村議員が議会運営委員会と意見交換会代表者会の一員でありながら、この請願を求めるような発言は一度もなく、また内容を検討し、代表者会の開催前にこの請願の紹介者となり、審議を重ねて形成された合意と異なる主張をされることに驚きと強い違和感を覚えます。

太宰府市議会において年間の行事調整や9月議会決算審査の報告を考慮し、毎年11月に市民と議会の意見交換会を行ってきました。また、これとは別に各常任委員会や会派等でそれぞれの主体を明示し、市民との意見交換会を行ってきました。また、令和4年度は前年度の令和3年11月に開催を予定していた意見交換会が新型コロナウイルス感染症蔓延防止のために中止となったこともあります。急遽開催したものです。

請願の理由として、参加人数が少なかった、分科会単位でなく議会全般に関する意見交換会を求めるなどがありますが、これに関しても議会運営委員会と意見交換会代表者会で議論をしており、今後の開催の方法を変えていくべきとする意見も出ています。

また、請願書の中に、意見交換会の建設経済常任委員会分科会において反対意見や反対の意思表示は全くなく、異議なしで承認されたものと認めるとありますが、この案件が建設経済常任委員会の所管ではなく、強いて言えば総務文教常任委員会ですが、分科会は特定の事案を決定や承認する場ではなく、そのような権限もありません。そもそも意見交換会は、市民からの意見や要望をいただき、議会で承認を共有し、市政に生かしていくことを目的としています。このことから、同会派の今泉議員とともに請願に反対の立場であります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（門田直樹議員） 賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 討論はございませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 反対の立場で意見を述べます。

先ほどの質疑を聞いていて、請願の内容というよりは請願の出し方に関する質疑が多かったように思うので、内容について一言だけ言いますが、2回開催すること自体については、まあいいかなと個人的には思っております。また、このような反応が市民から出るとは議会基本条例に基づいて意見交換会を行った以上、当然のこととして、拒むべき性質のものでもないと思っております。ところが、内容に関する質疑があまりなかったもので、懸念があるので一言述べますが、責任を持って判断する意見交換会の代表者会では内容についてしっかり検討の上で次の在り方を考えていただきたいと思います。

私が反対意見を持っているのは、請願の趣旨はともかくとして、理由にただ疑念があります。1つだけ言いますが、前例踏襲をするということが請願理由の一つになっていますが、条例に基づいて意見交換会を行うのであれば、前例踏襲ということはあり得ないと私自身は考えております。前例踏襲ということを理由に採決をして、かつこの場で例えば可決であれ、否決であれ、してしまえば、意味としては意見交換会代表者会よりも議決は重いものになるかと思っておりますので、それでは意見交換会代表者会の責任が軽減といいますか、殺されるといいますか、ということになることを私は懸念します。この場で採決が本来はされるべきではないという意見を持っておりますので、採決には反対するという意味で反対の立場を取らせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

19日の議会と市民の意見交換会の参加者が少なかったことに、議員の皆さんそれぞれが今後の意見交換会の持ち方を考え直さないといけないのではないかというような声が出ていたのは事実であります。今後、議会内で議運の中でも代表者会の中でも開催方法については議論されると思いますけれども、その中で請願の内容であります2回開催もありますでしょうし、委員会ごとの意見交換会もありますでしょう、団体との意見交換もあるとは思いますが。

内容については、請願を重く受け止めるとすれば、この内容で3月までにとか年度内にもう一回というようなことで賛成をするとこれに縛られることとなりますので、反対の立場とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 令和5年12月議会、請願第2号について会派宰光の代表として反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願に対しても、木村議員から相変わらず事前の説明もなく、議会としての意見交換会が終わって総括もしていない状況で請願として出されてきたわけですが、このような内容であれば、請願ではなくても意見交換会代表者会のメンバーでもあるわけですから、そこで市民からの要望として発言すればいいと思います。請願者にもその趣旨説明ができなかったのか。私からすると、請願の趣旨を甘く捉えていると思います。これからも一部の市民の意見だからといって今までと同じように請願を乱発させると、何か意図があるのではないかと感じられます。現にいつも請願が二分している状況でございます。これではいつまでたっても議会はまともでないし、到底二元代表制としての議会機能は発揮できないと思っております。

よって、この請願につきましては、反対の討論をさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号「前年度・2022年度に『市民と議会の意見交換会』を2回開催した前例を踏襲し、今年度・2023年度も11月19日開催分に続いて今年度・2023年度中にもう1回の開催、もしくは令和6年第1回（3月）議会後の2024年4月ないし5月での開催を求めること」に関する請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成3名、反対13名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願第3号 「太宰府市政の根幹とされる市長マニフェスト、および四半期毎の進捗評価、そして市長マニフェストと総合戦略との関係性についての合理的説明を太宰府市役所ホームページに掲載して、太宰府市民らに情報公開することを求める」件に関する請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第15、請願第3号「太宰府市政の根幹とされる市長マニフェスト、および四半期毎の進捗評価、そして市長マニフェストと総合戦略との関係性についての合理的説明を太宰府市役所ホームページに掲載して、太宰府市民らに情報公開することを求める」件に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1番タコスキッド議員。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） 日程第15、請願第3号「太宰府市政の根幹とされる市長マニフェスト、および四半期毎の進捗評価、そして市長マニフェストと総合戦略との関係性についての合理的説明を太宰府市役所ホームページに掲載して、太宰府市民らに情報公開することを求める」件に関する請願書」についてご説明申し上げます。

請願者は、近藤益弘様。紹介議員は私、タコスキッドであります。

説明について請願の要約をもってかえさせていただきます。

地域で努力を重ねる方々に荣誉を与え、さらなる意欲向上を期するとともに、優れた取組が広く知られ、互いに競い合うようにまちづくりを進める善政競争の輪を広げていく、地方自治体の議会、首長、市民等による地域の民主主義向上に資する優れた取組を募集し表彰していく取組がマニフェスト大賞である。

2023年9月29日に発表された第18回マニフェスト大賞エリア選抜（優秀賞候補）においては、応募総数3,088件の中から113件の取組が選ばれた。第18回マニフェスト大賞エリア選抜（優秀賞候補）の一つとして太宰府市の楠田大蔵市長が選ばれた。

発表資料の紹介コメントの骨子としては、次の2点に集約できるものとする。太宰府市政は2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づいて行政運営を行っている。市長マニフェストについては四半期ごとにKPIによる進捗確認及び評価を行っている。

1点目の2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストについて、2期目の選挙とは2021年12月5日に告示された太宰府市長選挙である。2021年12月5日告示の太宰府市長選挙に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに関しては、請願者本人をはじめ、2023年11月19日に分科会形式で開催された太宰府市議会市民と議会の意見交換会において、参加した分科会で把握している太宰府市議会議員は皆無だった。また、同分科会に出席した太宰府市民らも誰一人として2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストについて把握していなかった。

2点目の四半期ごとに市長マニフェストの進捗確認及び評価については、太宰府市役所ホームページにおいて太宰府市民に向けた情報公開は行われていない。

さらに、紹介コメントに記載されている2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づき市の施策を体系立て総合戦略と一体化における総合戦略とは、現行の太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）（第2期）だと推察する。4つの構想と戦略及び16のマニフェストを2期目の選挙公約に掲げたとされる太宰府市長選挙は2021年12月5日告示である。一方、2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づき市の施策を体系立てて一体化させたとする総合戦略である太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）（第2期）は、2020年4月1日からスタートとなっている。すなわち、2期目の選挙公約（2021年12月5日告示）に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づき市の施策を体系立て総合戦略（2020年4月1日開始）と一体化することは、物理的にあり得ないことである。

以上のことから、本請願においては、下記の3点を要望する。

2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストを太宰府市ホームページに掲載すること。四半期ごとの市長マニフェストの進捗確認及び評価結果を太宰府市役所ホームページに掲載すること。2期目の選挙公約（2021年12月5日告示）に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づき市の施策を体系立て総合戦略（2020年4月1日開始）と一体化に関する矛盾についての合理的説明を太宰府市役所ホームページに掲載すること。

以上、3点を太宰府市役所ホームページに掲載することで、太宰府市民らに向けた情報公開を実現することを求める。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。



3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 請願書の中にマニフェストという文言の記載がありました。マニフェストを作成することは、市長個人の政治活動、選挙活動であると考えます。マニフェストに関することを要求すべきは、市長個人だと私は思います。市長個人のマニフェストに関することを公のものである太宰府市役所のホームページに掲載することはよろしくないと思いますが、紹介議員としての見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 市長自身のマニフェストであれば、その必要はないかなと一部思います。ただし、それは2点ですね。1点目、市長が落選したのであれば、載せる必要はないと思います。当選したのであれば、当然マニフェストというものはこれから実行していかなければならないので、その面も掲載する必要がありますし、ここで述べられているのは、さらにそのマニフェストを軸に、今、市政運営が行われているということを書いていますので、それは説明するべきだと私は考えます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 複数あるので、簡潔に申し上げますね。

まず、この請願を受け取ったときに、ご自身が市長の真意を私は一般質問等で確かめるべきだと思うんですね。市長の真意をご存じなんですかね。まず、そこが1点ですね。なぜ載せないのかというのを私ははっきり言って市長から直接聞いたわけでもございませんので、まるで分かりません、なぜ載せないのか。本当に載せるべきだと言うなら、市長の真意を私はまずは聞くべきだと思うんですね。その後、私たちも納得できないのであれば、例えば請願を出すとか、その手はあると思うんですけれども、なぜまずその事実確認をしなかったのが1点。

他の自治体の調査を行ったのか。市長マニフェストが一体どれぐらいホームページに載っているのか、その調査をされたのか。また、市民についてもそうです、どれだけ調査されたのか、これが2点目。

このマニフェストを掲載することによって市民に対するメリットをお答えください。3点。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） まず1点目、市長に確認したのかですけれども、なぜ載せないのかという確認はしておりませんが、太宰府市民政庁まつりの際に市長にお会いしたときに、このマニフェスト大賞のことを僕は知っておりましたので、これは市のホームページなり市長のところでどこで見れますかとお尋ねしました。そのときに、市長は私には分かりませんとおっしゃいました。そして、その後でこの請願を見ましたので、これは出す意義があると思いまして受けました。

2点目は何でしたっけ。

(16番長谷川公成議員「他の自治体の調査を行ったのか」と呼ぶ)

○1番(タコスキッド議員) 他の自治体に関しては調べておりませんが、その必要があるとも思っておりません。

3点目ですけれども……。

(16番長谷川公成議員「市民の調査、市民の調査」と呼ぶ)

○1番(タコスキッド議員) すみません、もう一度、理解できてないので教えてもらっていいですか。

○議長(門田直樹議員) 市民の意向の調査と思いますよ。

○1番(タコスキッド議員) 市民の意向の調査。市民がこれを出すことを望んでいるかということですか。

(16番長谷川公成議員「そうです」と呼ぶ)

○1番(タコスキッド議員) この請願というものが市民の方から出されたので……。

(16番長谷川公成議員「請願じゃない、manifestoに関して。ホームページに掲載することを調査したのか」と呼ぶ)

○1番(タコスキッド議員) 調査しておりませんが、その必要はないと思っております。

(16番長谷川公成議員「3点目」と呼ぶ)

○1番(タコスキッド議員) 3点目は何ですか。

○議長(門田直樹議員) メモをしてください。

○1番(タコスキッド議員) すみません、メモを取っていませんでしたので。

(16番長谷川公成議員「市民へのメリットは、掲載することによって」と呼ぶ)

○1番(タコスキッド議員) 市民への影響ですね。

まず、市民の影響で申しますと、市長の16のmanifestoに基づいて行政運営を行っているということを僕も知りませんでしたし、市民の方も知られないと思います。市長のmanifestoのKPIによって進捗確認及び評価を行っているということも、当然、市の方は知りたいであろうし、知るべきかなと思います。

以上です。

○議長(門田直樹議員) 16番長谷川公成議員。

○16番(長谷川公成議員) まず、やるべきか、市長への事実確認を私はすべきだと思います。他の自治体の調査も市民への調査も全く行っていない。私、自分自身で他の自治体の調査をしました、そんなに大きい範囲ではないけれども。確かにあるところはあります。市民への調査も独自にやりました。意見の中で、manifestoがあるかどうかとも知らない。選挙公約なので、2年もたてば忘れていているという人もいます。興味がありますかというところでは、興味がないというほうが数が多い。それをホームページに掲載して知りたいかという質問には、い

や、そうでもない。ホームページ掲載についてどう思うかという、ホームページに関しては掲載してほしいという意見はなく、今は例えば市のLINEや広報、目に留まれば手段はどれでもいいという意見がございました。あと、ホームページにあったとしても、それを見つけ切れるかどうか分からないと、そういうご意見がありました。そこまできちんと調査して請願を出すべきです。あなたは何もしてない。これについてどう思われますか。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） すみません、市民の方である近藤さんが請願を出されたのであって、それに対して何かしら調査をして近藤さんにこれは請願で出すものではないですよと言う権利は僕にはないと思いますし、この請願を出されたということは最大限尊重すべきだと思いますので、僕はそのまま、内容にも同意しておりますことから、紹介議員として請願を引き受けましたし、この請願にはちゃんと意義があると思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 議会基本条例をご覧になったら分かると思うんですけども、附則のところにも監視や調査という文言が出てきます。監視や調査、分かりますか。ですから、ここをきちっと精査した上で請願を出すべきだと私は考えます。そういった調査も監視も行っていない中で私は請願を出すのはあんまり意味がないかなと、そういうふうに思っていますので。これはちょっと意見になるんですけども、この請願は請願として成り立っていないなと思っていますので、以上です。

○議長（門田直樹議員） 回答はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） これは、さっきと一緒に、いきなり請願じゃなくて、自分が相談者から相談を受けたときに一般質問でやってみると、そういう形はできなかったんでしょうか、そういうふうに考えなかったですか。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 私は、先ほども何度も申していますように、請願というものを非常に重たいものと考えておりますので、できるだけその市民の方の意向に沿った形で出したいと思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 先ほど長谷川議員がおっしゃったとおり、これ市長への事実確認が不足していると思っています。実はこれ、予想外に即日採決になってしまったものですから、請願

の核心部分の事実確認が不足していると思っています。すごく、これ、いい機会なので、ご本人がそこにいらっしゃいますので、市長本人に事実確認をしたいんですけども、許可いただけますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） それはここではできません。

（「請願と違う」「請願に関してです」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 質疑として、何かタコスキッド議員、お答えできるならお願いします。

○1番（タコスキッド議員） 事実確認自体、私はそんなに必要ないかなと思っています。現状公表されておりませんし、公表してないということが全てかなと思いますので、公表されていないものは公表してほしいという請願は受けるべきだと私は思っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） このマニフェストに関しては、文書の中で逐次16の公約をマニフェストの中に出して市民に示すべきだということがありますけれども、これ、議会が承認しない部分で、市長がいろいろな事業をやる中で、仕事をやる中で、議会の承認をもらわずにマニフェストでどんどん出されたら、逆に議会軽視という形になりませんか。それでもタコスキッド議員はいいということですか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） これが単なるマニフェストであればそこまで言わなくてもいいかなと思うんですけども、マニフェストがこの市政運営の軸を担っているというふうに書いていますので、そこは市民の方はもちろん、議員も全員把握しておくべきことだったなと思っております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 把握するのは大事ですけども、その前に、マニフェストにどんどん載せて市民に対して広報しなさいというようなやり方がいいのかなと言ってんですよ。市長がすることに対してはいろいろな承認が要るわけでしょう、議会の。それは要らないんですか。ちょっと待ってください。議会の軽視した状態でやること自体に、マニフェストを載せることはそんなに細々したことは普通載せないですよ。個人のやり方ですよ、載せるのは。それをホームページに載せて出せとか、普通あり得ないじゃないですか。個人で政治活動をするのであればいいかもしれないけれども、市のホームページを使ってすること自体がおかしくないですかと、それと議会軽視にならないですかということですよ。あなた、それをされたとき、そう言うでしょう。議会軽視じゃないですかと言わないですか、言うっちゃないですか、一番に。そういうやり方を認めていいんですかということですよ。そういうことです。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 何度も言いますが、これが市長のビジョンであり、マニフェストのみであれば、それでも構わないと思うんですけども、市の行政運営の根幹を担っているとおっしゃっていますので、むしろこれは市民に知らせるべきことだと私は思っておりますし、まちづくりビジョンと市長の選挙公約の時系列的なものともぜひ公のものとして、これはマニフェスト大賞の地域賞を受賞されているわけですから、そこも含めて発表していただければと思っております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 今言っていることと私が求めた答えとはちょっと違うんですけども、私は常にそういう大事なことを議会を無視した状態で出しているんですかとお尋ねしとるんですよ、理解していますか、していないでしょう。そういうことを議会を無視した状態でぼんぼん出されること自体がおかしな話ですよと、議会軽視ですよと、それをお尋ねしているのに。市民に対して広報するのは当たり前のことですよ。でも、その内容的なことを考えなきゃいけないんじゃないですか。していいこととしてはいけないことがあるっじゃないですか。それを市民中心、市民中心って言って、何でも議会を無視した状態で出しているんですか。駄目でしょう。議会が成り立たないでしょう。何のための議員ですか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 何のための議員かと申しますと、市民の代表の一人としての議員だと考えております。議会と市民の方の請願とどちらが重いと言われてれば、私は市民の方の請願のほうが重いのではないかと考えております。もし、市民の方の請願よりも議会のほうが重いのであれば、市民の方の請願を事前に議長、副議長、委員長なりに相談したときに、この内容が変わってしまう、あるいはお断りするということになれば、これはもっと大きな問題であると考えております。

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は、太宰府市議会会議規則第139条第1項の規定により委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 反対の立場で討論いたします。

まずはやはり市長の真意を一般質問等できちんと聞いて、私たちも理解するか、理解できないかというところになると思います。まず市長の真意も聞いていない。本当に市民のことを思うならば、市民の調査も行うべきです。そういった大した調査も全くしていない中で請願を出

すべきではないと思います。私はこれは請願が成り立ってないと思いますので、同会派の橋本健議員と反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 討論はございませんか。

3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 請願第3号について反対の立場で討論します。

まず、2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストを太宰府市役所ホームページに掲載することについてですが、あくまでも市長のマニフェストは選挙時の政治的公約であり、市長個人ホームページの掲載で事足りるものと考えます。また、市長マニフェストの進捗確認及び評価結果を太宰府市役所ホームページに掲載することについてですが、マニフェスト自体の評価は当然4年間の任期を通じ評価されるべきものであり、市長が適切な時期に適切な手段で公開されるべきものと考えます。

以上などから、請願の内容はいわゆる公務と政務を混同したものと言わざるを得ません。このことから、同会派の舩越議員とともに請願に反対の立場を取るものです。

以上で反対討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

請願の発端は、第18回マニフェスト大賞九州沖縄エリア選抜に市長のマニフェストが選ばれたことに始まります。楠田大蔵市長の2期目の選挙公約、4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づき市の施策を体系立て総合戦略と一体化するとともに、マニフェストを重点事業に位置づけ行政運営を行い、マニフェストを四半期ごとに進捗管理、評価するとありました。これが文字どおり実施されているならば、まさに画期的な取組です。しかしながら、マニフェスト大賞の公式ホームページの楠田市長の該当部分をクリックすると、本市ホームページの市長の部屋にジャンプするわけですよ。要するに応募されたマニフェストに関する情報が掲示されていない。残念ながら即日採決となりましたが、本来ならば委員会付託先で市長に事実確認ができたならば、もっと充実した議論ができたのではないかと思います。マニフェストを市長ご自身のホームページに掲載しているのだからよしとする向きもありますが、こんな状態じゃ不十分だと私は思います。

まずはマニフェスト大賞のエリア選抜に選ばれた太宰府市政の根幹とされる市長マニフェストを堂々と市のホームページに掲げることではないでしょうか。そして、マニフェスト大賞の審査委員に評価されたと思われる部分、マニフェストに基づき市の施策を体系立て総合戦略と一体化させた説明と、四半期ごとの進捗管理、評価を併せて掲載すべきと考えます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 請願第3号に対して反対の立場から討論をいたします。

先ほどの質疑の中でありましたけれども、若干かぶるかもしれませんが、今回の請願に関しては、文面だけで解釈するとあくまでも市長並びに市長部局に関することであり、市長の姿勢を追及しようと思うのであれば、タコスキッド議員が一般質問において問えばよいことでもあります。返答がないからといって、この重たい請願を使って提出してくること自体、私自身は疑問に思うところでございます。また、この請願内容についても、事実確認を含め、市長の考えも理解してない状況でいきなり請願として採決を求めることは乱暴なやり方でもありますし、これは政争の具に請願が使われていると言っても私は過言ではないというふうに思っております。

そして、今、質疑で、タコスキッド議員の回答を聞いておりましたけれども、請願の趣旨、中身について全く理解をされてないのかなというふうに感じたところでございます。何よりも、どの程度の議員に、今回、会派に説明されたのか分かりませんが、請願は本来全議員の賛成により採択されるのが望ましいわけでございます。だからこそ、紹介議員の役割や責任も重たいはずであり、全議員に理解してもらうような説明をすべき努力も当然必要でございます。そのようなことも今回見受けられずに、本当に紹介議員として通す気があるのかどうか。私は、紹介議員のほうからは本気さが全く伝わってこない、ただ単に市民から言われたので機械的に請願を出しているような感じがいたしてならないわけでございます。

よって、請願の趣旨や内容についても、私自身理解できるものではなく、請願に値する中身ではないとの判断をいたしまして、同会派の原田久美子議員、入江寿議員とともにこの請願に対しては反対をいたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 反対の立場で討論いたします。

太宰府市の総合戦略は、楠田市長肝煎りの計画で進められているということをご存じかと思っております。この総合戦略は、市長のマニフェストの中にもうたわれていたかと思っておりますけれども、総合戦略は市のものであって、市長のものではないというふうに思います。ですので、マニフェストと比較をして関係性を持たせてそれを市のホームページに載せるということになれば、これは市長の政治活動を後押しすることになると考えますので、この請願については反対とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論をいたします。

質疑等を聞いていると、私も事実確認は、これはタコスキッド議員がということではありま

せんが、ちょっと不十分な面があると思うので、ここで賛否を言うのは実ははばかられる気持ちがあり、退席したい気持ちもあるのですが、本来なら委員会に付託等でなされる議論が先ほどは多かったように感じております。

私自身は、この請願が楠田市長のマニフェストを問題にしているのか、マニフェストを地方自治の中でどう扱うべきかという論点があるのか、判然としません。後者であれば議会として真剣に議論する価値もあろうかと思いますが、どうもそのような感じを受けないというのが採択に対して最大の抵抗としてあります。1つだけ具体的に言うと、時系列的に不合理であるという表現がされていますが、内容的な整合性を取るということを考えれば、時間が前後していても内容的に不合理だというふうには必ずしも言えないという場合もあろうかと思うので、趣旨が3つあるうち3点目についてはそういう疑問があります。1点目と2点目については、先ほどの繰り返しにもなりますが、いささか人によって立場の分かれるところかと思しますので、請願という形であればもう少し論点をはっきりさせた上でなされれば賛否も考えやすかったかなと思います。いささか内容的に賛成するには材料が足りないと考えますので、反対いたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号「「太宰府市政の根幹とされる市長マニフェスト、および四半期毎の進捗評価、そして市長マニフェストと総合戦略との関係性についての合理的説明を太宰府市役所ホームページに掲載して、太宰府市民らに情報公開することを求める」件に関する請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成2名、反対14名 午前11時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 意見書第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第16、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番馬場礼子議員。

〔2番 馬場礼子議員 登壇〕

○2番（馬場礼子議員） 日程第16、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたい

と思います。

提出者は私、馬場礼子、賛成者は太宰府市議会小島真由美議員、神武綾議員、原田久美子議員であります。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性をより高めるために設けられており、個人通報制度と女性差別撤廃委員会により調査制度を定めている。平成11年国連総会で採択され、令和4年1月現在、締約国189か国のうち114か国が批准している。

個人通報制度は、条約に定める権利が侵害された場合、個人が国連の女性差別撤廃委員会に通報できる仕組みである。また、調査制度は、締約国による重大または組織的な権利侵害について信頼できる情報を受理した場合、女性差別撤廃委員会が調査を実施するものである。よって、批准することにより、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

また、日本は、令和4年のジェンダー・ギャップ指数が世界146か国中116位で、G7では最下位と後れを取っている。配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得、社会進出への影響が顕在化したとの認識が示されている。日本政府は、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けての要請を受けており、国際社会からも期待されている。批准が実現することで、国内の人権議論が活発化し、国際的な人権保障に貢献できるとされている。

批准を求める意見書の可決は、9月時点で累計202自治体に広がっており、県内でも北九州市、飯塚市、行橋市、近隣では春日市で可決されている。こうした流れを受けて、批准に向けた具体的な計画と展望を報告することが求められている。

よって、本市議会は、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第6号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 意見書第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第17、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） 日程第17、意見書第7号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思います。

提出者は私、徳永洋介、賛成者は太宰府市議会森田正嗣議員であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う子育て施策の強化や医療、介護などの社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、現下の物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、人口減少下における地域活性化対策、デジタル化、脱炭素化など極めて多岐にわたる重要課題に対応していく必要があります。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財源の確保、充実等を図るよう、以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障関係費の確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、明確かつ確実に財源措置を講ずること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財源の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第7号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 意見書第8号 教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第18、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

[16番 長谷川公成議員 登壇]

○16番（長谷川公成議員） 日程第18、意見書第8号「教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきたいと思っております。

提出者は私、議会運営委員会委員長長谷川公成。本意見書は、議会運営委員会として提案することと委員全員一致で決しましたので、委員会提出議案として提案しております。

教員不足解消のため定数増など抜本的な改善を求める意見書。

文部科学省は、初めて実施した全国の公立学校の教師不足に関する実態調査結果を2022年1月に公表した。2021年4月の始業時点では全国の小・中高等学校、特別支援学校で2,558人の教員不足になっており、5月1日時点でも2,065人、また福岡県においては始業時点で187人、5月1日時点で132人の教員不足という深刻さであります。教員不足を補うために、小学校では教頭等の管理職が学級担任を代替することや中学校では教科担任の不足により必要な授業が行えなかった等の影響が生じております。

今日、教員の負担は増大する一方であります。小学校では英語が教科になり、またパソコンによる授業もあります。思考力や判断力、表現力を求める主体的・対話的で深い学びの導入で、評価内容や方法も変わってきております。いじめや不登校の指導もしなくてはならず、教育基本法にある教育の目的には「人格の完成を目指し」とあるが、教員不足では目的の遂行ができないことが危惧されます。

教員不足が生じる最大の原因は、平均勤務時間が1日約12時間という異常な長時間労働にあり、精神疾患の休職者が毎年5,000人を超えるなど病気休暇や中途退職に追い込まれる教員が後を絶たず、学期が進むほど病気休暇が増えて教員不足は加速しております。

教育は未来への投資であり、教育の現場に魅力を取り戻すには教員の負担を減らす以外ないと考えられ、そのためには適切な教員採用と増員による教育環境の改善が必要であります。

よって、太宰府市議会は、福岡県に対し、子どもたちの学びを保障し、学校現場の疲弊と教員の多忙化を改善すべく、教員不足解消のため定数増など抜本的な対策を講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 教員不足ということで定数増などの抜本的な対策ということでこの

意見書が出されておりますけれども、私はそもそも教員不足であるところに増員を要請してもあまり意味がないと思います。私は給与面などの環境のまず改善が必要だと考えておりますが、それは盛り込まれる予定はありますか。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 盛り込まれる予定はありません。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） では、抜本的な原因としては、教員の数を増やせば対策はできるということと考えられていると思ってよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 今回の意見書に関しましては、議員協議会でも説明があったと思うんですけども、理解してないんですかね。とにかく教員が足りないという逼迫した現状を強く訴える意見書になっておりますので、その中身に関しましては抜本的な改善を求める意見書として取り扱っておりますので、やはり定数増が一番メインに上がってくると思います。

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第8号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時22分

~~~~~ ○ ~~~~~